○内閣府令第三十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）及び総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二条各号の内閣府令で定める事業） **第五条**　［略］ ［２・３　略］ ４　令第二条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　バイオマス、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）又は海岸漂着物（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第一項に規定する海岸漂着物をいう。）を原材料とするバイオ燃料の製造に関する事業 ［三～五　略］ ［５　略］ （法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業（同項第二号イ又はロに掲げるものに限る。）のうち、第一条第一項（第八号を除く。）、第二項（第七号及び第八号を除く。）、第三項（第四号及び第五号を除く。）に掲げるものに限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　略］	（令第二条各号の内閣府令で定める事業） **第五条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　令第二条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一　同上］ 二　バイオマス、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）又は海岸漂着物（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第一項に規定する海岸漂着物をいう。）を原材料とするバイオ燃料の製造に関する事業 ［三～五　同上］ ［５　同上］ （法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業のうち、同項第二号イ又はロに掲げるもの（令第一条第一号から第三号までに掲げるものに限る。）に限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三